

## ドイツにおける高齢女性の所得保障：年金を中心に

森 周子

### ■ 要約

ドイツの公的年金（法定年金保険）は所得比例年金であり、日本の基礎年金にあたる最低保障部分は存在しない。また、国民皆年金ではなく、専業主婦は任意加入とされている。1957年に確立されたこの仕組みは、その後の女性のライフスタイルの変化（働く女性の増加、未婚女性の増加、離婚件数の増加など）を受けて、見直しを余儀なくされた。また、男女平等の観点からも、配偶者の有無、就労の有無、就労形態の如何を問わず、女性が自分名義かつ十分な額の年金を得られるようにすることが要請され、そのための制度改革が実施されてきた。

本稿では、まず、このドイツの公的年金について概説した上で、女性の年金に配慮した仕組みを、①育児・介護への対応、②非正規雇用者への対応、③夫との離婚・死別への対応、の3つの観点から詳説する。次に、高齢女性の所得保障の現状と課題を検討し、最後に、まとめとして今後の制度改革の展望と日本への示唆を述べる。

### ■ キーワード

ドイツ、高齢女性、所得保障、年金

### I. はじめに

本稿では、ドイツにおける高齢女性の所得保障の現状・課題・展望を、高齢期の所得保障の中心的な手段である公的年金保険制度の考察を通じて分析する。

ドイツの公的年金保険は、職域別にいくつかの制度が存在するが、本稿は、被用者が加入し、加入者数が最多である法定年金保険（Gesetzliche Rentenversicherung：以下GRVと略記）を考察対象とする。GRVは所得比例年金であり、最低保障部分は存在しない。また、国民皆年金ではなく、専業主婦は任意加入とされている。

1957年の年金改革時に確立されたこの仕組みは、その後の女性のライフスタイルの変化（働く女性の増加<sup>1)</sup>、未婚女性の増加<sup>2)</sup>、離婚件数の増

加<sup>3)</sup>など）を受けて、見直しを余儀なくされた。男女平等の観点からも、配偶者の有無、就労の有無、就労形態の如何（正規雇用か非正規雇用か）を問わず、女性が自分名義かつ十分な額の年金を得られるようにすることが要請され、そのための制度改革が実施されてきた。改革のポイントは、①働く女性が、育児・介護による就労の中断によって年金額上不利になることを防ぐ、②女性の割合が高い非正規雇用者の年金額が低くなることを防ぐ、③女性（特に専業主婦）が夫との離婚や死別によって無年金または低年金の状態に陥ることを防ぐ、の3つに集約しうる。

以下では、まず、GRVの概要を説明した上で、女性の年金に関するGRVの制度の内容を、上記の3つのポイント（育児・介護への対応、非正規雇用者への対応、夫との離婚・死別への対応）別に詳

説し、次に、高齢女性の所得保障の現状と課題を検討する。最後に、まとめとして、今後の制度改革の展望と日本への示唆を述べる。

## II. 法定年金保険 (GRV)

### 1. GRVの概要

GRVは、賦課方式によって所得比例年金を賄うという仕組みで運営されている。そして、「保険料・給付等価性」、すなわち、支払われた保険料に見合った給付を保障することを原則としている (Rürup Kommission, 2003, 68)。

GRVの保険者はドイツ年金保険 (Deutsche Rentenversicherung: DRV) であり、保険料率は2011年1月時点で19.9% (労使折半) である。根拠法は社会法典第VI編 (以下 SGB VI と略記) である。

GRVの強制被保険者は労働者、職員、一部の自営業者などであり (SGB VI 1-3条)、その他の者、例えば専業主婦、学生、ドイツ国内に住所または居所を有する外国人などは、16歳以上であれば任意加入が可能である (SGB VI 7条 (1))。2009年12月末時点での強制被保険者数は2624.7万人、任意被保険者数は34.3万人 (男性25.9万人、女性8.4万人) である (DRV, 2011, 2)。

年金給付には、老齢に基づく年金 (以下老齢年金と略記)、稼得能力減少に基づく年金<sup>4)</sup>、死亡に基づく年金 (以下遺族年金と略記) の3種類が存在する。通常老齢年金は、5年の待機期間 (Wartezeit) を満たせば支給される (SGB VI 50条)。待機期間とは、給付を受けるために最低限必要な「年金法上の期間」 (rentenrechtliche Zeiten) をさし (詳細は後述)、日本における受給資格期間と同義である。老齢年金の受給開始年齢は65歳だが、2012年4月以降、従来の65歳から段階的に67歳へと引き上げられる。遺族年金には、寡婦 (夫) 年金 (Witwen-/Witwerrente) (同46条)、養育年金 (Erziehungsrente) (同47条)<sup>5)</sup>、遺児年金

(Waisenrente) (同48条)<sup>6)</sup>があり、寡婦 (夫) 年金は、死亡した配偶者が5年の待機期間を満たす場合に、残された配偶者に支給される。

年金法上の期間として算入されるのは、保険料納付期間 (Beitragszeiten)、保険料免除期間 (beitragsfreie Zeiten)、配慮期間 (Berücksichtigungszeiten) である (同54条)。保険料納付期間とは、保険料が納付された期間 (同55条)、児童養育期間 (Kindererziehungszeit) (3歳未満の子を養育する期間) (同56条) などをさす。保険料免除期間とは、算入期間 (Anrechnungszeiten) (同58条)<sup>7)</sup>、加算期間 (Zurechnungszeit) (同59条)<sup>8)</sup> などをさし、配慮期間とは、10歳未満の子を養育する期間をさす (同57条)。

### 2. 年金額の算定方法

次に、年金額の算定方法について説明する。年金受給開始時に新規に裁定される年金月額、図表1のように算定される。

例えば、GRVの加入期間が45年で、その期間中毎年、平均労働報酬を得ていた旧西独の被保険者の年金月額 (「モデル年金」 (Standardrente)) は、以下のよう求められる。

$$\begin{aligned} & 45 \text{ 点 (報酬点数)} \times 1.0 \text{ (支給開始係数)} \times 1.0 \\ & \text{(年金種別係数)} \times 27.20 \text{ € (年金現在価値)} \\ & = 1,224 \text{ €} \end{aligned}$$

以上から、報酬点数の高さと年金法上の期間の長さが年金額に大きな影響を与えることが分かるが、2009年末時点の一暦年当りの平均報酬点数は、男性1.02、女性0.78である (BMAS, 2010b, 20f.)。また、同時点での年金法上の期間の平均は、男性41.2年 (旧西独40.2年、旧東独44.9年)、女性29.3年 (旧西独26.6年、旧東独38.3年) であり (ebenda)、女性のほうが男性と比べて報酬点数が低く、年金法上の期間も著しく短い。

図表1 年金月額の算定式 (SGB VI 64条)

<p>年金月額 = 個人報酬点数 × 年金種別係数 × 年金現在価値</p> <p>* 個人報酬点数 (persönliche Entgeltpunkte) (SGB VI 66条)</p> <p>= 当該被保険者の年金法上の期間におけるすべての報酬点数<sup>(*)</sup>の合計 × 支給開始係数 (Zugangsfaktor) (同77条)<sup>(**)</sup></p> <p>※ 報酬点数: 各暦年における当該被保険者の保険料算定の基礎となった労働報酬の額を当該暦年の全被保険者の平均労働報酬で除した値。例えば、ある暦年において当該被保険者の労働報酬の額と当該暦年の全被保険者の平均報酬とが等しい場合は、当該暦年の報酬点数は1となる。</p> <p>※※ 繰上 (繰下) 支給の際の割引 (割増) 率。通常は1、繰上 (繰下) 支給の際は1月当たり0.003 (0.005) が減算 (加算) される。</p> <p>* 年金種別係数 (Rentenartfaktor): 年金の種類ごとに定められた係数 (同67条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老齢年金: 1.0</li> <li>・ 小寡婦 (夫) 年金: 1.0 (3月目まで)、0.25 (4月目以降)</li> <li>・ 大寡婦 (夫) 年金: 1.0 (3月目まで)、0.55 (4月目以降)</li> </ul> <p>* 年金現在価値 (aktueller Rentenwert): 一暦年において全被保険者の平均労働報酬を得て就労した被保険者が受給できる通常の老齢年金の月額 (同68条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2010年7月時点で旧西独27.20€, 旧東独24.13€ (毎年7月にスライドが行われる)</li> </ul>
--

出所: 筆者作成

### Ⅲ. 女性の年金に関連する制度の概要

#### 1. 育児・介護への対応

##### (1) 育児への対応

育児への年金法上の配慮は、1986年1月施行の遺族年金・児童養育期間法によって初めて導入された。児童養育期間を保険料納付期間とみなすことが、育児という家庭での活動を稼得労働と同等のものとして評価することに大きく貢献するとされ (Bundesregierung, 1984, 28)、子1人につき、その子が1歳に達するまでの期間中、平均労働報酬の75%の額の労働報酬を得て働いたものとみなして報酬点数を算定するとされた。その後、改正が重ねられ、現在では、子1人につき、その子が3歳に達するまでの期間中、平均労働報酬を得て働いたものとみなして報酬点数が算定される (SGB VI 70条2)<sup>9)</sup>。なお、児童養育期間中の保険料は、国庫補助金によって負担される。

さらに、2002年1月施行の老齢資産法において、児童養育期間終了後の速やかな就労を促したり、

子を養育しながら低賃金の労働に従事する女性に年金法上配慮したりすることで、女性の老齢保障を改善することが意図され (SPD / Bündnis90 / die Grünen, 2000, 37)、25年以上の年金法上の期間を有する者が2002年以降に年金受給を開始する場合、1992年以降の配慮期間 (10歳未満の子を養育する期間) 中の報酬点数が1.5倍に引き上げられることとなった (ただし加算上限は1月当たり0.0278、報酬点数の上限は1月当たり0.0833) (同70条3a)。加算上限である0.0278は、通常報酬点数に相当する0.0833<sup>10)</sup>の1/3に相当することから、この規定の主眼は、子が10歳になるまで育児と仕事の両立のために正規雇用の2/3相当の非正規雇用に従事したとしても、正規雇用に従事したのと同様の報酬点数を得られるようにすることだと考えられる (松本、2004、180)。

##### (2) 介護への対応

1995年1月の介護保険法の施行を受けて、職業としてではなく在宅の要介護者を週14時間以上介

護する者はGRVの強制被保険者とされ（SGB VI 3条1a）、また、介護期間中の年金保険料が介護保険財政から年金保険者に支払われるとされた（同170条1）。家族介護に従事する強制被保険者は2008年平均で29万人であり、うち女性が26.6万人と圧倒的に多い（DRV, 2010, 3）<sup>11)</sup>。

2002年1月施行の老齢資産法では、25年以上の年金法上の期間を有する者について、1991年以降において18歳未満の介護を要する子を職業としてではなく介護した期間中の報酬点数が1.5倍に引き上げられることとなった（ただし加算の上限は1月当り0.0278、報酬点数の上限は1月当り0.0833）（同70条3a）。

## 2. 非正規雇用者への対応

そもそも、女性の賃金水準は男性と比べて低い。男女の平均総所得を時給換算で比較すると、2006年時点で男性17.99€、女性13.91€で、22.7%の賃金ギャップが存在する（Statistisches Bundesamt, 2006）。そして、その理由は、非正規雇用従事者に占める女性の割合が圧倒的に高いからであると考えられる。

2009年平均では、女性の就労形態のうち、自営業が7.6%、正規雇用が57.4%、非正規雇用が34.1%（うち期限付き雇用8.7%、パートタイム労働26.6%、時間労働（派遣労働とほぼ同義）1.2%、僅少労働12.4%）であり、男性の就労形態をみると、自営業が14.3%、正規雇用が74.1%、非正規雇用が11.5%（うち期限付き雇用6.7%、パートタイム労働3.5%、時間労働2.0%、僅少労働3.2%）であった（Statistisches Bundesamt, 2009）。ここからも、女性の方が非正規雇用者の割合が高いことが分かる。特にパートタイム労働者については、2010年6月末時点で、週労働時間18時間未満の者が男性22.7万人、女性88.7万人、同18時間以上の者が男性68.7万人、女性358.7万人と、いずれも女性の方が多い（Statistisches Bundesamt, 2010c）。

上記の非正規雇用のうち、僅少労働（geringfügige Beschäftigung; 俗称「ミニジョブ」(Mini-Job)）は月収400€以下または短期（2ヶ月以内または50労働日以内）の就労をさす。主たる職を持つ者が一つの僅少労働に従事することは許容されるが、複数の僅少労働に従事する場合はそれらの所得が合算され、合算額が月収400€を上回る場合には僅少労働と認められなくなる（BMAS, 2011, 7）。僅少労働者はGRVの強制被保険者には該当しないが、使用者のみが当該僅少労働者に支払う賃金の15%相当額をDRVに支払うことになっている（SGB VI 172条3）。僅少労働者数は、2010年6月時点で男性266万人、女性462万人と、女性の方が多い。また、このうち僅少労働のみに従事する者の割合は男性165.6万人、女性326万人であり（BA, 2011）、さらに女性のうち268.4万人は、家計補助的に僅少労働に従事する専業主婦である。

### (1) 最低収入に基づく年金

非正規雇用者の年金額を引き上げる仕組みのきっかけは、1972年の年金改革で導入された「最低収入に基づく年金（Rente nach Mindesteinkommen）」であった。これは、当時、低賃金で長年働いた勤労者の受給する年金額が非常に低くなるという事態が問題視されたことから設けられ（下和田、1995、120）、年金法上の期間を25年以上有する被保険者に対し、保険料が納付された期間の報酬点数の平均が通常の報酬点数の3/4（0.0625）を下回る場合に、当該期間中の報酬点数の平均値を実際の1.5倍（ただし上限は0.0625）に引き上げるというものであった。これは、低所得者、特に賃金面で不利な扱いを受けていた女性の年金が低くなることを防止する、一種の最低保障年金の役割を果たしたとされる（同上）。この仕組みは、後の1992年の年金改革でも、年金法上の期間を35年以上有する者に対し、1991年以前の保険料が納付された期間に限定するという形で継続された

(SGB VI 262条)。だが、2002年1月施行の老齢資産法では、既述のように、1992年以降の配慮期間中および18歳未満の介護を要する子を職業としてではなく介護した期間中の報酬点数のみを引き上げる仕組みへと改変された。その理由は、「養育などのために余儀なくされるのではなく、自分の意志でパートタイム労働を行っている場合についてまで、こうした配慮を行う必要はないと考えられている」と説明される(松本、前掲書、181)。

## (2) 僅少労働者への対応

GRVの被保険者が僅少労働に従事する場合は、年金算定時に従事期間と賃金額に応じて、報酬点数と待機期間への加算がなされる<sup>12)</sup>。また、被保険者でない僅少労働者も、DRVに意思表示を行うことで被保険者となることができる。僅少労働者のうちGRVの被保険者である者の数は28.5万人(うち男性3.1万人、女性25.4万人)である(Statistisches Bundesamt, 2010c, 3)。被保険者となった場合、通常の保険料負担義務が発生するが、使用者が15%を負担し、被保険者が通常の保険料率から15%を減算した分を負担する形になる<sup>13)</sup>。

## 3. 夫との離婚・死別への対応

### (1) 寡婦(夫)年金

寡婦(夫)年金は、死亡した被保険者が5年の待機期間を満たす場合に、残された配偶者が再婚しない限りにおいて受給できる。残された配偶者が47歳以上か、18歳未満の子を養育しているか、稼得能力が減少している場合は、死亡した被保険者の被保険者年金の55%(ただし当初の3月間は100%)に相当する大寡婦(夫)年金が支給される。残された者がこれらに該当しない場合は、死亡した被保険者の被保険者年金の25%(ただし当初の3月間は100%)に相当する小寡婦(夫)年金が支給される。なお、寡婦年金と寡夫年金の支給要件は当初は異なっていたが、1986年1月施行の

遺族年金・児童養育期間法において、男女間格差の解消の一環として統一された。寡婦(夫)年金の受給者数は、2009年末時点で男性54.2万人、女性490万人と、女性が圧倒的に多い(DRV, 2010)。

2002年1月施行の老齢資産補完法と遺族年金法改正法では、大寡婦(夫)年金の年金種別係数が従来の0.6から0.55に引き下げられた。だが、他方で、2002年1月1日以降に結婚した者または同時点で夫婦とも40歳未満の者について、3歳まで養育した子がある場合は、子の数に応じて報酬点数が加算されることとなった。具体的には、第1子については養育した期間1月当り0.1010が加算され、その他の子については同0.0505が加算される。これにより、報酬点数は、第1子を3歳まで養育した場合は実質的には1.9998、その他の子を3歳まで養育した場合は0.9999加算されることとなった。(松本、前掲書、199f.; BMAS, 2010a, 23)<sup>14)</sup>。

また、従来は無制限であった小寡婦(夫)年金の支給期間が、47歳未満で、稼得能力の減少がなく、かつ18歳未満の子の養育を行っていない寡婦(夫)に対しては24月に制限された(SGB VI 46条1、2)。その理由は、24月の移行期間があれば、寡婦(夫)が自ら働いて生計を維持することが可能と考えられたためとされる(松本、前掲書、201)。ほかにも、遺族年金から控除される収入<sup>15)</sup>の範囲が、従来の、稼得収入およびそれを代替する公法上の給付(傷病手当金など)に加えて、資産収入、利子収入、企業年金、私的年金などにも拡大された(SGB IV 18a条)。

### (2) 年金調整(Versorgungsausgleich)

年金調整とは、夫婦が婚姻期間中に得た年金期待権を離婚時に分割する制度であり、1977年7月に導入された。これは、婚姻中に夫婦の協力によって取得されたにもかかわらず、夫婦の一方に偏在している年金期待権を、離婚に際して夫婦に平等になるよう調整するために考案された(本

澤、1984、127)。2009年9月には年金調整構造改革法が施行され、企業年金・個人年金の期待権も分割の対象とされた。

### (3) 年金分割 (Rentensplitting)

2002年1月施行の老齢資産補完法によって、年金分割という仕組みが導入された。婚姻締結時から分割請求権発生時までの間に夫婦それぞれが獲得した公的年金保険の報酬点数の差の1/2を、より多くの報酬点数を獲得した者から他方の者に移し替えるというものであり、これにより、離婚をせずとも夫婦間で年金期待権の分割を行いうることとなった。年金分割は、夫婦が共同で、あるいは片方に先立たれた者が単独で、年金保険者に意思表示を行うことで実施される。対象者は、2001年12月31日以降に結婚した者か、2002年1月1日以前に結婚し、夫婦がともに2002年1月1日時点で40歳に達していない者である (SGB VI 120a条)。

年金分割が認められるのは、夫婦ともに老齢年金の請求権を取得したときなどであり、また、夫婦のどちらか一方が死亡した場合には、残された者は直ちに年金分割を行える。ただし、いずれの場合も、夫婦ともに、あるいは残された者が、年金分割の請求権が発生する時点で25年以上の年金法上の期間を有することが要件である (同上)。なお、年金分割を選択した場合は寡婦 (夫) 年金を受給できなくなるが、年金分割によって獲得した年金権は再婚後も失われず、また、寡婦 (夫) 年金の場合と異なり、年金受給の際に稼得収入などが控除されることもない (BMAS, 2010a, 14ff.)。

## IV. 高齢女性の所得保障の現状と課題

### 1. 高齢者の所得保障の現状

2007年における高齢者1人当たりの平均総所得額を男女別にみると、GRVの給付額は男性1,217€、女性818€、稼得収入や企業年金・個人年金などの

追加所得額は男性592€、女性360€であり、いずれも女性のそれが男性のその6割程度にとどまる (BMAS, 2008, Tabelle BC.1)。

このことから既に、女性の高齢期の所得が男性のそれよりも著しく低いことが分かるが、例えば夫婦の場合には、妻の所得が低くとも夫のそれと合算すれば安定した生活を送りうると思われる。そこで、次に同年における65歳以上の男女の世帯別の手取り所得月額を見る (図表2) と、夫婦は2,271€、単身男性は1,502€、単身女性は1,191€である。単身者の中で比較すると、1人当たりの金額が一番高いのは死別の単身男性 (1,622€)、一番低いのは離婚・別居の単身女性 (1,010€) である。

これを、同年の貧困ライン (全国民の等価可処分所得の中央値の60%の金額。単身者764€、子なし夫婦1,376€) (Parität, 2009) と比較してみる。図表2から推計すると、貧困ライン以下の者の割合は、夫婦が約20%、単身男性が約10% (死別5%、離別・別居18%、独身14%)、単身女性が約18% (死別15%、離別・別居31%、独身24%) となる。離別・別居の女性と独身の女性において割合が高く、また、夫婦においても割合はけっして低い。

### 2. 高齢女性の所得保障をめぐる課題

前項から、依然として単身女性の老後所得が不十分であることと、夫婦の老後所得も不十分である割合が低いことが窺える。高齢期に貧困に陥った場合は、社会扶助 (日本の生活保護にあたる) の一種である「高齢期および稼得能力減少時における基礎保障」<sup>6)</sup>を受給しうが、65歳以上の受給者数は2009年末時点で男性14万人、女性26万人と、女性の受給者数が男性の約2倍となっている (Statistisches Bundesamt, 2010d)。

それでは、高齢女性の貧困を防ぐために、現行の女性の年金関連の制度に関してどのような課題が認識され、どのような改革が提唱されているのか。

図表2 65歳以上の者で構成される夫婦世帯および単身世帯の手取り所得月額額の分布（2007年）

受給者の割合 (%)	夫婦	単身者								
		すべて	男性				女性			
			すべて	死別	離別・別居	独身	すべて	死別	離別・別居	独身
合計（1,000人）	5,091	6,849	1,677	868	460	349	5,172	3,957	634	582
50 €未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50 €～100 €未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100 €～200 €未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
200 €～300 €未満	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1
300 €～400 €未満	0	1	0	0	1	0	1	1	0	2
400 €～500 €未満	0	2	1	1	1	0	2	2	2	1
500 €～750 €未満	1	13	9	4	16	14	14	11	28	19
750 €～1,000 €未満	3	21	15	8	25	17	23	22	30	24
1,000 €～1,250 €未満	7	21	18	17	20	19	22	14	18	17
1,250 €～1,500 €未満	12	17	20	25	15	16	16	17	9	12
1,500 €～1,750 €未満	15	10	12	16	7	10	9	10	5	8
1,750 €～2,000 €未満	15	6	9	13	4	7	5	5	2	5
2,000 €～2,500 €未満	20	5	7	9	4	8	4	4	3	5
2,500 €～3,000 €未満	11	2	3	3	3	4	2	2	1	3
3,000 €～4,000 €未満	9	1	3	3	3	3	1	1	0	2
4,000 €以上	7	1	1	2	1	1	0	0	0	0
1世帯当りの金額 (€/月額)	2,271	1,267	1,502	1,622	1,351	1,400	1,191	1,222	1,010	1,178

出所：BMAS, 2008, Tabelle BC.56

### (1) 育児・介護への対応

育児・介護への対応については、年金法上の配慮以外の点への批判が存在する。例えば、ドイツ国内の女性団体の連合である「ドイツ女性協議会」(Deutscher Frauenrat)は、育児や家族介護を支援する体制が不十分であることを批判する。また、正規雇用で働く既婚女性は、育児支援の体制が不十分であることから育児と仕事の両立が困難となり、非正規雇用を選択するようになり、それに応じて年金額も低くなる、とも指摘する(Deutscher Frauenrat, 2008, 1f.)。育児支援に関しては、2007年には欧州委員会からも、託児所の整備が不十分であることが批判されており(Welt online, 2007)、これらの批判を受けて2008年12月に施行

された「児童助成法(Kinderförderungsgesetz)」では、2013年までに3歳以下の児童数の35%に相当する託児の場を設けることなどが規定された(BMFSFJ, 2010, 4)。

### (2) 夫との離婚・死別への対応

寡婦(夫)年金に関しては、大寡婦(夫)年金の給付水準の引下げ、小寡婦(夫)年金の給付期間の有期化、遺族年金から差し引かれる給付の範囲の拡大など、2002年に導入された給付削減の仕組みが現在も存続していることが課題として挙げられる。

また、年金分割に関して、公的年金保険しか分割の対象とならないこと、寡婦(夫)年金と年金

調整のどちらが有利かを判断するために、夫婦のどちらが早く亡くなるかを考慮せねばならなくなる、などの問題点が指摘されている（BMAS, 2010a, 16）。

なお、これらの課題・問題点について、現時点では目立った改革論議はなされていない。

### （3）非正規雇用者への対応

1990年のドイツ統一以降、長らく経済的に不利な状況に置かれてきた旧東独の被保険者の年金期待額が、男女ともに低くなっていることが問題視されている。ドイツ経済研究機構（DIW）によれば、旧西独における年金期待額は、男性は堅調で、女性は上昇傾向が見られるものの、旧東独では、1990年代以降の不況期における失業者や非正規雇用者の増大を受けて、高齢期の基礎保障で受給しうる金額以下しか年金を受給できない人々が男女とも増加する。例えば、旧東独では、年配の世代は月額900-1,000€の年金を期待しうるが、1962-1971年の間に生まれた世代は、高齢期の基礎保障とはほぼ同水準の月額約600€の年金しか期待できない。また、旧西独では、妻の低額の年金は夫の高額の年金で穴埋めされうるが、旧東独では妻も夫も基礎保障と同水準の額しか受給できないことが見込まれる。そして、打開策としてDIWは、社会保険加入義務を伴う雇用への就労インセンティブの強化と、受給開始年齢の上げを提唱する（DIW, 2010）。

そのような中、与党CDU（キリスト教民主同盟）のザクセン州議会所属の社会政策の専門家であるクラウス（Krauss）は2010年4月に、「最低所得に基づく年金」の復活を提唱した。クラウスの試算では、現在45歳で、時給8€で働いてきた労働者がさらに20年間働き、合計47年間の労働生活の後に受給しうる年金額は現行制度では522€と、高齢期の基礎保障で受給しうる額（約600€）とはほぼ同水準にしかならないが、最低所得に基づく年金が

再び導入されれば、当該労働者の受給しうる年金額は706€に上昇する（CDU Sachsen, 2010）。

## V. まとめ

高齢女性に自分名義かつ十分な額の年金を保障するための手段として、最低保障年金の導入ではなく、家庭における貢献（特に育児・介護）を稼得活動になぞらえて報酬点数の引上げや年金調整・分割を行う、という方針を取っていることがドイツの特徴といえよう。そこには、「保険料・給付等価性」の原則を貫徹しようとする姿勢が窺える<sup>17)</sup>。今後は、家庭における貢献を男女で分担するという方向での改革も望まれよう。

昨今では、特に非正規雇用者への対応に重点が置かれている。長らく続いた厳しい経済状況下で、正規雇用に就けず、やむなく非正規雇用に従事した者への対応が急務となっている。今後の改革展望としては、最低所得に基づく年金の復活が考えられよう。CDUのクラウスのみならずSPD（社会民主党）も、長期加入の被保険者に対して最低所得に基づく年金を復活させ、2010年末までの保険料納付期間に適用することを提唱していた（SPD, 2009, 50）ことから、超党派での議論が期待できると思われる。だが、その際には、期間を限定して実施するのか否か、また、保険料・給付等価性原則との折り合いをどのようにつけるのが争点になるだろう。

ドイツにおける非正規雇用者の年金への対応は、日本にも大きな示唆を与えうると思われる。日本でも非正規雇用にもつばらに従事する者が増加しているが、その年金期待額を引き上げる仕組みは不十分であることから、最低所得に基づく年金に倣って標準報酬月額を実際よりも高くみなす、または、僅少労働者への対応のように、原則として使用者のみが一定の保険料を支払う義務を負うこととし、また、厚生年金の適用されない非正規

雇用者に任意加入を認める、などの制度改正が検討に値すると思われる。

注

- 1) 女性労働力率(20-64歳の女性に占めるフルタイム労働者・パートタイム労働者・失業者の割合)は、2009年時点で69.8%であった(男性のそれは79.7%)。また、15歳以上の女性労働者におけるパートタイム労働者の割合は45.3%(男性労働者のそれは9.7%)であった(Europäische Kommission, 2011, 2)。
- 2) 2008年の独身者数はドイツ全体で1706万人(男性791万人, 女性915万人)であり, 独身者に占める未婚者の割合は男性63%, 女性37%, 寡婦(夫)の割合は男性11%, 女性42%であった(Statistisches Bundesamt, 2010a)。
- 3) 2009年の離婚件数は18.6万件であり, 近年ではおおむね20万件前後で推移している。ちなみに同年の婚姻件数は37.8万件で, 近年ではおおむね37万件前後で推移している(Statistisches Bundesamt, 2010b)。
- 4) 65歳未満の被保険者の稼得能力が制限され, または失われた場合に支給される。当該被保険者が直近5年間に3年間の義務保険料を納付し, かつ, 稼得能力の減少前に通常の待機期間を満たしていることが要件である。なお, 本稿では扱わない。
- 5) 離婚した配偶者が死亡した場合で, 再婚せずに自分の子または死亡した配偶者の子を養育し, かつ, 5年の待機期間を満たす者に支給される。
- 6) 5年の待機期間を満たした被保険者が死亡した場合, 残された子に支給される。
- 7) 疾病, 妊娠, 失業, または17歳以降の最長8年までの就学によって保険料を納付しなかった期間。
- 8) 被保険者の保険事故発生ないし年金受給開始から満60歳に達するまでの期間。
- 9) なお, 育児休業期間中の厚生年金保険料が免除される日本とは異なり, 子が3歳に達するまでの間最大14月間取得できる「両親時間」(Elternzeit)(育児休業に相当)と児童養育期間に対する年金法上の配慮は連動していない。
- 10) 0.0833は, 1年当りの通常の報酬点数である1を12で除した値であり, 1月当りの通常の報酬点数に相当する。
- 11) なお, 最長6ヶ月の長期休業と最長10労働日の短期休業からなる介護休業(齋藤, 2009, 73ff.)と介護期間中の年金法上の配慮とは連動していない。
- 12) 例えば, 月額400€の僅少労働で1年間働いた場合, 月額3.08€の年金と4か月分の待機期間が生じる(BMAS, 2011, 6)。
- 13) ただし, 保険料算定基礎となる労働報酬の最低額は

月額155€である。ゆえに, 実際の労働報酬がそれ以下でも保険料月額は155€に保険料率を乗じて得た額となるが, 使用者が負担する保険料は実際の労働報酬の15%である(BMAS, 2010, 5f.)。

- 14) 0.1010(または0.0505)を36(月)で乗じた値(3.636または1.818)を大寡婦(夫)年金の年金種別係数(0.55)で乗じた値が1.9998(または0.9999)となる。
- 15) 対象となる収入のうち, 一定額を超える部分の40%が遺族年金から控除される(SGB VI 97条)。
- 16) 65歳以上の者および18歳以上の稼得能力減少者が対象。子または親の年間の総所得が10万€未満の場合には, 彼らの扶養義務は問われない(SGB XII 43条)。
- 17) 最低保障年金の導入は, 2000年代前半に連邦保健・社会保障省(現在の連邦労働・社会省)内で検討されたものの, 保険料・給付等価性原則にそぐわないとして却下されて(BMGs, 2003, 9)以来, ほとんど議論されていない。

参考文献

- 齋藤純子(2009)「ドイツの介護休業法制」『外国の立法』第242号, pp. 74-86
- 下和田功(1995)『ドイツ年金保険論』千倉書房
- 松本勝明(2004)『ドイツ社会保障論Ⅱ—年金保険—』信山社
- 本澤巳代子(1984)「西ドイツにおける離婚のさいの年金権調整の現状」『判例タイムズ』第529号, pp.127-140
- BA (Bundesagentur für Arbeit). 2011. *Geringfügig entlohnte Beschäftigte—Zeitreihe ab Juni 1999—*. BA.
- BMAS (Bundesministerium für Arbeit und Soziales). 2008. *Alterssicherungsbericht*. BMAS.
- BMAS. 2010a. *Rentenratgeber für Frauen*. BMAS.
- BMAS. 2010b. *Rentenversicherungsbericht*. BMAS.
- BMAS. 2011. *Geringfügige Beschäftigung und Beschäftigung in der Gleitzzone*. BMAS.
- BMFSFJ (Bundesministerium für Familien, Senioren, Frauen und Jugend). 2010. *Erster Zwischenbericht zur Evaluation des Kinderförderungsgesetzes*, BMFSFJ.
- BMGS (Bundesministerium für Gesundheit und Soziale Sicherung). 2003. *Nachhaltigkeit in der Finanzierung der sozialen Sicherungssysteme*.
- Bundesregierung. 1984. Entwurf eines Gesetzes zur Neuordnung der Hinterbliebenenrenten sowie zur Anerkennung von Kindererziehungszeiten in der gesetzlichen Rentenversicherung. *Drucksache 10/2677*. Deutscher Bundestag.
- CDU Sachsen. 2010. Krauss: Ohne Rente nach Mindesteinkommen droht Altersarmut, <http://www.sachsen-cdu-politik.de/2010-04/krauss-ohne-rente-nach>

- mindesteinkommen-droht-altersarmut-1217/ (2011年3月25日)
- DIW (Deutsches Institut für Wirtschaftsforschung). 2010. Renten im Osten rutschen unter die Grundsicherung, [http://www.diw.de/sixcms/detail.php?id=diw\\_01.c.353516.de](http://www.diw.de/sixcms/detail.php?id=diw_01.c.353516.de) (2011年3月25日)
- DRV. 2010. *Versicherte 2007/2008*. DRV.
- DRV. 2011. *Ergebnisse auf einen Blick*. DRV.
- DRV. 2011. *Aktuelle Daten 2011*. DRV.
- Europäische Kommission. Beschäftigung, Soziales und Integration, Gleichstellung der Geschlechter, das geschlechtsspezifische Lohngefälle, die Situation in Ihrem Land, Deutschland, <http://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=963&langId=de> (2011年3月25日)
- Parität. 2009. Armutsgrenze: 60 Prozent eines mittleren Einkommens, <http://www.forschung.paritaet.org/index.php?id=1453> (2011年3月25日)
- SPD. 2009. *Sozial und Demokratisch*. SPD.
- SPD/Bündnis 90/die Grünen. 2000. Entwurf eines Gesetzes zur Reform der gesetzlichen Rentenversicherung und zur Förderung eines kapitalgedeckten Altersvorsorgevermögens. *Drucksache 14-4595*. Deutscher Bundestag.
- Statistisches Bundesamt. 2006. Verdienstunterschied zwischen Männer und Frauen, [http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/DE/Content/Statistiken/VerdiensteArbeitskosten/Verdienstunterschiede/Tabellen/Content75/GPG\\_\\_persoenlich,templateId=renderPrint.psm1](http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/DE/Content/Statistiken/VerdiensteArbeitskosten/Verdienstunterschiede/Tabellen/Content75/GPG__persoenlich,templateId=renderPrint.psm1) (2011年3月25日)
- Statistisches Bundesamt. 2009. Atypische Beschäftigung. Anteile Erwerbstätiger in unterschiedlichen Erwerbsformen nach soziodemographischen Merkmalen und Wirtschaftsabschnitten 2009 in % <http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/DE/Content/Statistiken/Arbeitsmarkt/content75/AtypischeBeschaeftigung2009.psm1> (2011年3月25日)
- Statistisches Bundesamt. 2010a. Knapp zwei Drittel der alleinstehende Männer sind ledig, [http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/DE/Presse/pm/zdw/2010/PD10\\_\\_026\\_\\_p002,templateId=renderPrint.psm1](http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/DE/Presse/pm/zdw/2010/PD10__026__p002,templateId=renderPrint.psm1) (2011年3月25日)
- Statistisches Bundesamt. 2010b. Eheschliessungen, Scheidungen, <http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/DE/Content/Statistiken/Zeitreihen/LangeReihen/Bevoelkerung/Content75/Irbev06a,templateId=renderPrint.psm1> (2011年3月25日)
- Statistisches Bundesamt. 2010c. *Beschäftigungsstatistik*. Statistisches Bundesamt.
- Statistisches Bundesamt. 2010d. Sozialleistungen - Sozialhilfe - Grundsicherung im Alter und bei Erwerbsminderung, Empfängerinnen und Empfänger, <http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/DE/Content/Statistiken/Sozialleistungen/Sozialhilfe/Grundsicherung/Tabellen/Content100/UnterbringunachEmpfaengern,templateId=renderPrint.psm1> (2011年3月25日)
- Welt online. 2007. EU sieht „grosses Problem“ bei Kinderbetreuung, [http://www.welt.de/politik/article750674/EU\\_sieht\\_grosses\\_Problem\\_bei\\_Kinderbetreuung.html](http://www.welt.de/politik/article750674/EU_sieht_grosses_Problem_bei_Kinderbetreuung.html) (2010年3月25日)

(もり・ちかこ 佐賀大学准教授)